

5月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和2年5月27日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 教育長の報告について
 - 日程第3 議案第20号 史跡古市古墳群整備検討委員会規則の一部を改正する規則について ……資料1(文化財保護課)
 - 日程第4 議案第21号 藤井寺市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について ……資料2(学校教育課)
 - 日程第5 議案第22号 令和2年度藤井寺市立幼稚園の重点教育課題(案)について ……資料3(保育幼稚園課)
 - 日程第6 報告第7号 学校の学期及び休業日の変更について ……資料4(学校教育課)
 - 日程第7 報告第8号 令和2年度藤井寺市立学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について ……資料5(学校教育課)
 - 日程第8 報告第9号 図書の寄贈について ……(図書館)
 - 日程第9 報告第10号 藤井寺市放課後児童会保護者負担金の軽減措置について ……資料6(生涯学習課)
 - 日程第10 報告第11号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について ……資料7(生涯学習課)
 - 日程第11 報告第12号 令和2年度藤井寺市立幼稚園教育時間について ……(保育幼稚園課)
 - 日程第12 その他報告事項
教育委員会の後援名義等使用について ……資料8(教育総務課)
- 4 出席委員

教育長	濱崎 徹
教育委員(教育長職務代理者)	藤本 英生
教育委員	糸野 聡史
教育委員	福村 尚子
教育委員	足立 敦子
- 5 教育部出席者

教育部長	糟谷 健司
教育部理事兼次長	西村 光世
教育部次長兼教育総務課長	萬田 栄治
教育部次長兼生涯学習課長	大山 哲也
学校教育課長	重尾 隆之
文化財保護課長	小川 幸治
スポーツ振興課長	八木 淳一
図書館長	國頭 順子

6	その他出席者	こども未来部長 こども未来部次長兼保育幼稚園課長 保育幼稚園課参事 保育幼稚園課参事	白江 和弘 武廣 智雄 國本 貴子 中西 江利子
7	書 記	教育総務課課長代理	中村 真也
8	傍聴者	0人	

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

皆さんこんにちは。只今から5月の定例会議を始めます。

4月2日に4月定例教育委員会を開きました。その夕刻、大阪府新型コロナ対策本部会議があり、4月3日に大阪府教育庁より「国からの感染拡大警戒地域の指定を受け、4月の始業式から5月6日まで臨時休業するよう要請がありました。

学校の再開を楽しみにし、取り組みを進めていましたが、学校現場も、保護者も教育委員会も、大変落胆いたしました。

何とか、入学式だけは挙行いたしました。始業式のないまま、異常な状態で、令和2年度がスタートしました。その後緊急事態措置も発令されました。

このような状況ですので、4月21日の臨時教育委員会議は書面開催とさせていただきます。

ゴールデンウイーク明けの、解除を期待したのですが、感染状況からは、かなり厳しい状況で、5月8日までの延長、さらに31日までの延長が要請されました。

その後、緊急事態措置が解除され、6月1日より段階的に教育活動を再開することになりました。

6月1日から12日までは、スタートアップ期間として、学級を2分割しての分散登校で、後半から簡易給食も始まります。6月15日から通常授業となります。

しかし、感染予防に留意した学校生活となりますので、子どもたちにとって待ちに待った学校生活ではないように思いますが、学校は教育機関ですので、自ら主体的に自分や他人の身を守るという教育課題が優先される生活となります。

教育委員の皆様のお力も借りながら、乗り切ってまいりたいと存じます。

それでは本日の会議に入らせていただきます。初めに、本日の会議録の署名委員ですが、福村委員よろしくお願ひいたします。

続きまして、前回4月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

なお、臨時教育委員会議録(書面開催)につきましては書面でご承認いただいております。では、承認ということで、よろしく願いいたします。

次に、教育長報告を行います。

5月22日に令和2年藤井寺市議会第1回臨時会が感染予防対策を取りながら、開催されました。

議案第29号において、この6月22日に任期満了になります、糸野委員におかれましては、再任について市長よりご提案され、議会において承認されました。また本日、市長のほうから、任命されましたのでご報告いたします。今後よろしく願いいたします。

また、令和2年の藤井寺市議会の議長、副議長、監査委員及び各委員会の委員が選出されました。

議長には山本忠司議員、副議長には伊藤政一議員、監査委員には麻野真吾議員が選出されました。その他については、資料を参照ください。

以上教育長報告とします。

それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。本日は議案が3件、報告が6件、その他報告事項1件となっております。

まず、議案第20号 史跡古市古墳群整備検討委員会規則の一部改正する規則について、説明願います。

○文化財保護課長

それでは資料1 史跡古市古墳群整備検討委員会規則の一部を改正する規則について、説明いたします。理由といたしましては、令和元年7月の百舌鳥古市古墳群の世界遺産登録に伴い、史跡古市古墳群整備検討委員会において、新たに活用計画等についても協議検討するため、本規則の第2条を改めようとするものです。施行日の予定といたしましては、令和2年6月1日からを予定しております。

次のページに改正案、改正前と改正後といたしまして、第2条「委員会は、史跡古市古墳群の保存及び活用のための整備の基本計画」の次に「、活用計画等」の文言を追加改正しようとするものです。

以上です。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の件につきまして委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○委員

史跡古市古墳群整備検討委員会の委員の皆様は何人おられますか。また、どのような方をお願いされているのでしょうか。教えてください。

○文化財保護課長

委員の方は現在6名の方をお願いしております。それぞれ、遺跡の整備、考古学、歴史学、環境についての専門家として、現在の学士水準に則った専門的かつ適切な指導をいただいているところです。以上です。

○教育長

他に質問ございませんか。

○委員

今回の改正では、史跡古市古墳群整備検討委員会の所管事務について、活用計画等の協議検討を追加するとの内容ですけれども、これはどのような事情によるものか教えてください。

○文化財保護課長

同委員会では、これまで主に史跡古市古墳群整備基本計画の作成と、それに基づく整備の実施についてご審議いただいております。昨年7月に古市古墳群が世界文化遺産に登録されたことにより、イコモスの勧告などを踏まえた新たな保存活用計画を策定する必要が生じてまいりました。保存活用計画についても、同委員会において審議いただくことになるため、今回所管事務を改正しようとするものです。

○教育長

他にご質問ございませんか。それでは、議案第20号 史跡古市古墳群整備検討委員会規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第20号は提案のとおり決定いたします。

次に、議案第21号 藤井寺市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、説明願います。

○学校教育課長

藤井寺市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。大阪府から、府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則についての通知がまいりました。それに則った形で、藤井寺市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について審議していただきたいと思えます。

改正箇所は、資料2をご覧ください。一番下になりますが、第5条の中で「教育委員会」を「市町村教育委員会」に改め、「(介護休暇)」の次に「、第16条の2(介護時間)、第17条(子育て部分休暇)、第18条(不妊治療休暇)」を加えて、「第17条」を「第19条」に改めるということで、新たに(不妊治療休暇)が入ることとなりました。それ以外の規則については、少し訂正をさせていただいた改正になっております。

以上です。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の件につきまして委員の皆様、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第21号 藤井寺市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第21号は提案のとおり決定いたします。
次に、議案第22号 令和2年度藤井寺市立幼稚園の重点教育課題(案)について、説明願います。

○保育幼稚園課長

議題のご説明をさせていただく前に、私の方から組織等について、まずご説明させていただきたいと思えます。この4月から機構改革が実施され、『こども健康部』が『こども未来部』に改称されました。また、所掌事務が今まで教育委員会で所掌しておりました、幼稚園教諭の研修業務、指導についても補助執行で保育幼稚園課が執り行います。それでは、議案第22号 令和2年度藤井寺市立幼稚園の重点教育課題(案)について、國本参事より説明させていただきます。

○保育幼稚園課参事

それでは、令和2年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題(案)について説明させていただきます。従来、小中学校の重点教育課題と同じ紙面に記載させていただいておりました幼稚園の重点教育課題ですが、今年度より、就学前教育として独立させ、幼稚園単独でまとめさせていただきました。

まずはじめに、藤井寺市の基本理念『文化伝統を尊重し、学ぶ喜び、つながる喜び、高まる喜びを感じながら、たくましく健やかに生きる人間の育成』をうけて、本市の就学前の子ども達の教育を担う市立幼稚園の基本理念といたしまして、『一人一人の「未来に向かう力」を育む 豊かな幼稚園』といたしました。幼稚園の新しい教育要領が施行されてから3年目になります。この改訂を受けて、今回の重点教育課題の根幹となる基本理念には、「未来に向かう力」という文言を使わせていただきました。この「未来に向かう力」という文言には、子どもたちが、幼児期だけではなく、生涯を通して自分らしく自分自身の幸せを見出して、たくましく生きていく力を育みたい、という強い願いを込めております。そして、その基本理念を達成するための基本目標といたしまして、「他者への基本的信頼感を育む」「自律性を育む」「自発性を育む」の3つの視点をあげています。

ここ数年、うれしいことに世界的に幼児教育にスポットが当たり、「幼児期にしっかりと非認知能力を育てる」ということが非常に重要だと言われております。幼児期に培った非認知能力は、生涯にわたり、その人の生き方を支え続けます。そのため、ここにあげさせていただいた基本目標は、その非認知能力の育成ということを非常に意識した内容といたしました。

ページを1枚めくっていただきまして、さらに、基本目標を達成させている手立てといたしまして、5つの育みのテーマをあげさせていただきました。点線で囲まれたところに5つの育みのテーマを、そして、その後に〈育みのテーマを実現するための教育・保育のめあて〉として、少し詳しい説明をあげさせていただいておりますので順にご覧ください。

まず、テーマ①は職員組織の在り方について、職員チームとして組織的、計画的に教育活動を進めていくこと、さらに5園中3園で預かり保育も始まっていますので、これからは幼稚園も長時間の保育を進めていかなければなりません。その際の職員体制などに触れています。

テーマ②は、特に“幼児教育ならではの”の教育観を感じていただけるかと思っております。環境からの教育、子どもの主体性を大切にした教育を展開していくための手法、そして、保育を行っていく中での着目点をあげています。

テーマ③では、子ども達一人一人が安心できる幼稚園であるということ、特別支援教育や、外国にルーツを持つ子ども達への配慮についても触れています。

テーマ④は、保護者や地域への子育て支援について、幼稚園は、ほとんどの子ども達にとって初めての学校、初めての社会生活であるように、保護者にとっても、親として初めて経験する集団教育です。園児のご家庭や、近隣の未就園児をもつ保護者の皆様が、悩みや孤独感を持つことのないよう、地域に根ざした園としての子育て支援のあり方などについて述べています。

そして最後にテーマ⑤として、小学校との縦の連携、さらに、同じ地域で、同じく乳幼児の教育・保育に携わる保育所との連携についてあらわしました。

今年度より、初めて幼稚園の重点教育課題を作らせていただきました。就学前の幼児教育には、子どもの発達段階に合わせ、就学期の教育とは少し違ったとらえ方が必要です。市内幼稚園の教員の皆さんに、そのあたりをしっかりと認識していただきたく、幼児教育の独自性をしっかりと打ち出すことを意識した内容としました。

以上をもって、本市の幼稚園教育の充実を図るべく示させていただきたいと考え、令和2年度の藤井寺市立幼稚園の重点教育課題の説明とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。長文ですので少し時間をとります。内容を見ていただけますか。基本理念、基本目標から5つのテーマで今年は園の教育活動を進めていくということでございます。後半部分の説明はありませんでしたが、教育公務員として当然していかなければならない指示・伝達事項についてまとめられているという内容で、今年度の重点教育課題をまとめさせていただいたということでございます。ただ今の説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

○委員

「未来に向かう力」は、これからを生きる子ども達に本当に大切な力ですが、具体的にはどのようなことを指しておられるのか教えてください。

○保育幼稚園課参事

解のない問いに答えをみつけ出す力だと考えます。
子どもたちが生きていくこれからの社会は、現在、大人である私たちが経験してき

た世の中の移り変わりとは、比喩物にならないくらい早いスピードで変化していくものと思われます。今、毎日幼稚園に通う幼い子ども達の世代が担っていく20年後の社会は、まさに予測不能な社会であると言えるのではないのでしょうか。折しも、今回、新型コロナウイルス感染拡大への対応という難問を与えられた私達は、自分自身の問題解決能力を試されたと思っております。個人的にはこの試練を経験する中で、子ども達に育てたい「未来に向かう力」をよりはっきりとイメージされられた感がございます。これから生きる子ども達に、前例のない問題にもしっかりと立ち向かい、人とつながりながら、協働して解決していける知性や行動力を育てていくという将来を見据えた教育を考えていくことが、私達に課せられた役割だと考えております。

以上です。

○教育長

ほかにご質問ございますか。

○委員

小学校との円滑な接続とありますが、どのようなことをするのか教えていただけますでしょうか。

○保育幼稚園課参事

従来より市立幼稚園は、子ども同士の交流活動や、職員研修を通して小学校・中学校との連携を重ねてまいりました。今回、幼稚園教育要領、小学校・中学校の学習指導要領の改訂では、「育てたい資質・能力の3つの柱」が幼児期から高校までも貫かれ、より結びつきの強いものとして位置づけられています。ですので、交流活動という実際の活動に加え、これまで以上に子どもへの教育内容の接続を図っていくよう働きかけていきます。具体的には、子どもの育ちが明文化された「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が、幼稚園と小学校との教員間の共通言語になることを目標としてまいります。以上です。

○教育長

ほかにご質問ございますか。

○委員

育みのテーマ④について、園児の健康や安全に配慮しながら保護者のニーズにこたえる預かり保育を推進していくとありますが、どのようなことを考えているのか教えていただけますか。

○保育幼稚園課参事

子ども達が長時間、園で過ごすことを踏まえ、何よりも安心感や安定感を大切にしたい家庭的な生活の中で、自分のしたい遊びが十分にできるような環境を工夫していきたいと思っております。日によって利用人数や保育時間が一定ではないことから、子どもの発達に配慮しながら、同年齢や異年齢での活動を適切に組み合わせ設定する必要があり、柔軟に対応していきたいと考えております。

また、保護者の状況を理解し、園での子どもの様子や育つ姿を伝えたり、家庭での情報を得たりしながら信頼関係を築き、ともに子どもを育てていく姿勢で運営してまいります。以上です。

○委員

基本方針の中の育みのテーマ②に、子どもの主体的な活動＝「遊び」を通して非認知能力を培っていくとありますが、具体的にはどのようなことをするのか教えていただけますでしょうか。

○保育幼稚園課参事

非認知能力とは、させられて育つものではなく、子どもが自分からやっていく中でこそ育つといわれております。ですから幼稚園では、子どもたちが自ら「やってみよう」と心揺さぶられる環境を通して遊びこむ中で、やる気や意欲、ねばり強さ、探求する力などを身につけることを大切にしています。そこで重要なことは、「～ができるようになった」という結果を評価するのではなく、子どもが目標をもって根気よく頑張ってきた姿や、仲間と励まし合ったり、うまくなるように工夫したりしながら取り組んできた過程に視点を当てることであると考えます。特に幼稚園では、主体的な遊びを通して、子どもの心の動きを読み取りながら、認め、評価し、支えることで、子どもに小さな成功体験を多く積み重ね、「もっとうまくなりたい」「こんなことにも挑戦したい」とやる気と意欲をもち、根気強く自分をコントロールする力を得ていくことを大切にしていきます。小学校以降の学力の下地となる『非認知能力』この力を主体的な活動となる遊びの中で育てていこうと考えています。以上です。

○教育長

ほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第22号 令和2年度藤井寺市立幼稚園の重点課題(案)について、このとおり決定してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第22号は提案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

報告第7号から報告第12号の6件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告させていただきます。

まず、報告第7号 学校の学期、休業日の変更について、説明願います。

○学校教育課長

学校の学期、休業日の変更について、説明させていただきます。

新型コロナウイルスに関して、大阪府下に緊急事態宣言が発令されたことによる臨時休校実施により、欠けた授業時数を補うため、夏期休業日を8月1日(土)から8月16日(日)までとしております。

また、学期は、第1学期が8月16日(日)まで、第2学期を8月17日(月)からとさせていただきます。以上報告とさせていただきます。

○教育長

何かご質問はございますか。

○委員

近隣の市町村の夏期休業日の対応はどのようになっていますか。いくつか教えていただけますか。

○学校教育課長

近隣市町村の対応ですが、例えば、松原市は8月6日(木)から8月19日(水)まで夏期休業日としております。柏原市は8月8日(土)から8月16日(日)まで、羽曳野市は8月6日(木)から8月17日(月)まで夏期休業日をしているという状況です。

○教育長

ほかにご質問ございますか。

○委員

夏休みを短くすることによって、臨時休業期間中の授業時数の補填は、どの程度可能なのでしょうか。

○学校教育課長

学校教育法施行規則第51条及び第73条に記載されている標準の授業時数を基に考えると、6月1日から短縮授業で再開し、夏期休業日を今回決定したとおりにしても、学年によっては小中学校とも授業時数が不足することとなります。以上です。

○委員

続きまして、不足する授業時数はどのように補填する対策を考えておられるのか教えてください。

○学校教育課長

対策として、まずは冬期休業日の短縮を考えております。3日程度短縮することにより、18時間程度の授業時数を確保していく予定です。また、土曜日の授業実施や、7時間目の実施等も現在学校で検討していただいております。また学校行事の見直しや、カリキュラムの見直しにも各学校で取り組んでいただいております。総合的に授業時数確保の取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○教育長

ほかにご質問ございますか。

○委員

真夏の授業の実施につきましては、熱中症の対策が欠かせないと思いますが、何か対策を考えておられますか。

○学校教育課長

昨年度に全校に設置されたエアコンと、従来から設置されている扇風機を併用して、窓を開けての換気を行いながら室温を適切に保っていきたいと考えております。また登下校につきましては、十分に水分を取ってから登下校を行うように指導する等、熱中症の防止を図ってまいります。以上です。

○委員

もう1件よろしいでしょうか。真夏の給食についても、熱中症と同じく食中毒が心配になりますが、何か対策を考えておられますか。

○学校教育課長

食中毒の対策につきましては、給食センターから生ものを出さないようにして、全て火を一度は通した給食を提供することで、食中毒の防止に取り組んでいくことを確認しております。以上です。

○教育長

ほかになんかご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第7号 学校の学期、休業日の変更について、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告第7号について承認いたします。

次に、報告第8号 令和2年度藤井寺市立学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について、説明願います。

○学校教育課長

令和2年度藤井寺市立学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命についてですが、藤井寺市立学校教科用図書選定委員会規則に基づきまして、資料5のとおり、令和2年度藤井寺市立学校教科用図書選定委員を委嘱及び任命を行いましたので報告させていただきます。

以上です。

○教育長

設定名簿を見ていただきまして、何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第8号 令和2年度藤井寺市立学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告第8号について承認いたします。

次に、報告第9号 図書の寄贈について、國頭図書館長、説明願います。

○図書館長

図書のご寄贈について、口頭にて報告申し上げます。

令和2年5月に、藤井寺ライオンズクラブ様より、図書のご寄贈をいただきました。児童書を中心に408冊をいただき、5月26日の図書館の再開にあわせ、閲覧室に「藤井寺ライオンズクラブ文庫」のコーナーを新設し、展示・貸し出しを行っております。開設より日は浅いですが、子ども達が本を手に取り、借りていく様子も多く見られております。また、より多くの子どもたちに利用してもらえるよう、今後も展示等の工夫をしていきたと考えております。図書館での利用だけでなく、市立小中学校での学習にも広く利用させていただきたいと考えております。

以上ご報告とさせていただきます。

○教育長

寄贈いただき大変ありがとうございますね。何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第9号 図書の寄贈について、承認してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告第9号について承認いたします。

次に、報告第10号 藤井寺市放課後児童会保護者負担金の軽減措置について、説明願います。

○生涯学習課長

説明させていただきます。藤井寺市放課後児童会につきましては、緊急事態宣言発令後の対応について、大阪府より、「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」にて示されておりました。これにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、家庭での対応が可能な保護者に対して、利用の自粛を要請しているところでございます。つきましては、自粛要請期間の4月分及び5月分の保護者負担金につきまして、資料6のとおり軽減するものです。以上でございます。

○教育長

何かご質問等ございますか。

○委員

軽減措置を行った理由は何ですか。

○生涯学習課長

緊急事態宣言の発令を受けまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、自宅にて過ごすことが可能なご家庭に対しまして児童会の利用自粛を要請したため、この期間の保護者負担金を軽減しようとするものでございます。

○教育長

ほかにご質問ございますか。

○委員

今回の軽減の対象となった人数を教えてくださいませんか。

○生涯学習課長

今回の軽減の対象となりましたのは、4月分につきましては全額免除が100名、半額免除が249名でございます。5月分につきましては、月末に出席状況を確認し負担金額を決定いたします。以上でございます。

○委員

6月以降の保護者負担金はどのような対応になるのでしょうか。教えてください。

○生涯学習課長

緊急事態宣言の解除に伴いまして、6月1日より学校教育活動が再開されます。それに合わせて、6月1日からは利用自粛の要請は行わず、通常開設を予定しておりますので、保護者負担の軽減措置期間は5月末までとなっております。以上でございます。

○教育長

ほかになにかご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第10号 藤井寺市放課後児童会保護者負担金の軽減措置について、承認してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告第10号について承認いたします。

次に、報告第11号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、説明願います。

○生涯学習課長

藤井寺市青少年指導員の委嘱について、令和2年3月31日を以て2年の任期が満了となりました。これを受けまして、令和2年2月の定例会時に事務局より各指

導員に通達し、継続していただける方については3月に承諾書をご提出していただくよう依頼し、新年度4月の定例会時に委嘱式を執り行う予定で準備をさせていただきました。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、3月定例会、4月定例会及び5月定例会を中止させていただく事態となりました。

藤井寺市青少年指導員会会長とも協議をさせていただき、委嘱状や総会資料を各指導員に送付させていただきました。

なお、各指導員より委嘱辞退等の連絡は受けておりません。

また、本来でしたら教職員5名が専任の予定でしたけれども、通常5月に学校長よりご推薦いただく予定となっておりますが、現在、依頼できておりません。

本来であれば3月の定例会に議案として提出しなければならないところでしたが報告という結果となり申し訳ございません。宜しくお願い致します。

○教育長

資料7を見ていただきまして、何かご質問ございますか。

○委員

青少年指導員の定数を教えていただけますか。

○生涯学習課長

この表の中では30名でございますが、定数は35名となっております。これは、青少年指導員に関する規則第4条に規定されております。また、同規則の第5条に任期2年というのもし示されております。以上でございます。

○教育長

ほかにご質問ございますか。

○委員

青少年指導員の活動はどのようなものですか。

○生涯学習課長

青少年指導員の活動内容についてご説明申し上げます。各地域でパトロールをしていただいておりますし、非行防止を目的に市全域の夜間パトロールも実施していただいております。また、各種市の行事にも参加していただいております。以上でございます。

○教育長

ほかにご質問ございますか。

○委員

この方たちはどのようにして推薦されているのか教えてください。

○生涯学習課長

青少年指導員で構成されている青少年指導員会と、事務局であります生涯学習課とで協議をさせていただき、候補者を選定し、青少年指導員の活動等をご説明させていただいております。ご本人が活動等にご納得いただき、趣旨に賛同していただける方を対象に委嘱をさせていただくという手順となっております。以上でございます。

○教育長

ほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第11号 藤井寺市青少年指導員の委嘱について、承認してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告第11号について承認いたします。

次に、報告第12号 令和2年度藤井寺市立幼稚園教育時間について、説明願います。

○保育幼稚園課課長

令和2年度の藤井寺市立幼稚園の教育時間について、口頭にてご報告いたします。

新型コロナウイルスの影響で臨時休業としておりましたが、6月から再開する予定です。1学期期間中の夏期休業期間は通常どおりの運営を行いますが、今年度は、2学期中の土曜日を5回程度開園日とすることや、冬季休業前の短縮保育を通常保育時間にするなど工夫をしながら、幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育を行ってまいります。報告は以上です。

○教育長

何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第12号 令和2年度藤井寺市立幼稚園教育時間について、承認してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告第12号について承認いたします。

次に、その他報告事項 教育委員会の後援名義等使用について、説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。今回の報告につきましては、令和2年3月及び4月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料8の表の9件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づ

き報告させていただきます。以上です。

○教育長

何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは、その他報告事項 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、教育委員会の後援名義等使用については、承認いたします。

○教育長

以上で、本日より予定しておりました案件は終了いたしました。全体を通じて何かご発言等ございますか。

○教育長

では以上を持ちまして、5月定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後2時55分